

議案第193号

指定管理者の指定について

三橋総合公園等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区三橋5丁目11番地1 ほか	三橋総合公園
さいたま市西区大字中釘188番地2 ほか	秋葉の森総合公園
さいたま市岩槻区太田3丁目1番地1 ほか	岩槻城址公園
西区内、北区内、大宮区内、見沼区内 及び岩槻区内	その他北部無料公園
さいたま市西区三橋6丁目1709番 地3	三橋プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 井原 誠一郎

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで